

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。

日程第 15、議案第 13 号 平成 26 年度多度津町一般会計予算についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

尾崎君。

議員（尾崎 忠義）

10 番、尾崎忠義でございます。

私は、平成 26 年第 1 回多度津町議会 3 月定例会におきまして、議案第 13 号 平成 26 年度多度津町一般会計予算について、次の点で反対討論をいたします。

私は国も廃止している同和事業について款 1、議会費における負担金補助金及び交付金での香川人権研究所団体会費 20,000 円。款 3、民生費での人権同和施策事業費 4,152,000 円。款 10、教育費における 5、社会教育費の人権同和教育事業費 2,414,000 円としての計 6,586,000 円の予算が計上されており、昨年の予算 6,274,000 円より 312,000 円も増額されております。そこで我が国で、初めて地域社会を対象にした権利宣言である「地域人権憲章」では、①自由権、②幸福追求権、③住民自治権の 3 つの柱が掲げられており、新しい地域社会論が展開されております。また、日本国憲法の人権と民主主義、住民自治確立の理念を地域社会で活かし、実現することを目標として「いつまでも住み続けられ、平和で人間らしい暮らしができる地域社会をめざしての地域人権の確立」がうたわれております。また住民は誰もが人間として尊厳が保障され、健康で文化的で平和な生活を送ることを願い、日本国憲法は、これを「基本的人権の重要な柱」として保障しています。住民自治を基本とする地方自治体はこうした基本的人権を保障するための「住民の命と暮らしを守るとりで」として重要な役割を担っております。また自治体は「この国の民主主義の重要な土台」でもあります。そして「憲法を暮らしの中に生かし、住みよい地域社会」の実現をめざすことを掲げています。そして「人権、教育と自治を守る」として、大部分の自治体からの回答では、多少の逆流があっても同和行政の終結は不可逆的な流れであることです。2002 年 3 月 31 日に国の同和対策が終結して、

今年はまだなく12年になろうとしておりますが、国の同和対策の終結を受けて、全国の地方自治体も終結の方向に動いており、終結の仕方も行政のトップの決断による終結と審議会の議論を経た終結の2つですが、もちろん、その背景には住民による粘り強い運動があったことは住民自治の観点からも無視できないと思われまます。全国の各自治体によって違いはあるものの、現在、同和行政の終結は着実に前進してきております。そこで、最も重要なことは、法的根拠のない民間任意運動団体への対応をキッパリとやめることで「同和行政を終了する」ことが大切であります。そのためには、①行政は、中立性、公平性の立場であるにもかかわらず、これまで特定任意運動団体への「旗びらき」に毎年、首長及び行政職員が参加するのは中止すべきであります。②同和問題に関する民間任意運動団体とのこれまでの関係を保ちつつ、補助金のみならず、他の各種人権施策の見直しを進めていくことは困難であります。③自主的な行政施策を推進するために、あらゆる民間任意運動団体との関係を終了し、他の地域と同様に必要性に応じた一般施策を推進することが真の同和問題の解消につながるものであるので、対応の変更を決断すべきであります。④町内に「特定団体」もなければ「特定地域」もない我が多度津町が同和行政終結自治体になることが今こそ必要であります。

したがって、議案第13号 平成26年度多度津町一般会計予算については法的根拠のない民間任意運動団体が行う様々な行事、研修会に町職員も含め参加する行政経費など公金支出の透明性を高め、公益性の観点からも見直しをする必要があります、これらの財源は子どもの医療費15歳までの中学校卒業までの窓口無料化の実現、高齢者など交通弱者に対する町内生活交通再生への活用、防災対策の避難訓練実施などに使うべきであり、したがって、議案第13号 平成26年度多度津町一般会計予算については、住民自治権を取り戻す意味においても、改善すべき点があるので反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他にありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第13号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立多数と認めます。

よって本案は、原案の通り可決することに決定いたしました。